

自主的避難等対象区域（福島市）で衣装の販売・レンタル業を営む申立人の平成23年3月分から同年8月分までの逸失利益について、原発事故により結婚式の自粛が相次ぎ、これを受けて福島市近郊の結婚式場が貸衣装の持ち込みを制限したことが売上げ減少の原因となっていること、申立人は衣装販売の売上を増やすため休日返上で出張を増やしたこと、レンタル部門の売上減少は原発事故前からの事業計画の影響もあること等を考慮して、出張販売による売上の3割を特別の努力によるものとして対象期間の売上から控除した上で、原発事故による影響割合を6割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下、「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 逸失利益（期間：自 平成23年3月11日 至 同年8月末日）
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）に対する和解金として、下記のとおり金64万0916円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 逸失利益（期間：自 平成23年3月11日 至 同年8月末日）
金62万2249円
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用
金1万8667円
- (3) 上記合計
金64万0916円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるものの

ほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月3日

(仲介委員 角田淳)